

統計に関する 質問コーナー

県民の声

■去る昭和58年6月15日に、県提供のラジオ番組(茨城放送)「あなたの県政」に寄せられた統計に関する質問について県統計課が回答する内容が放送されましたのでご紹介

いたします。

なお、当番組は生活の中の身近な県政について、県民(聴取者)からの質問に答えるというものです。

質問事項

- 茨城県の人口「265万人県民」といわれますが、265万何人ですか。
- また、人口の統計で、「年、月、日現在推計」という言葉が使われますが「推計」とはどのような意味で使われるのですか。(日立市・O.L)

茨城県の人口は5月1日現在で初めて265万人を超え、2,650,344人です。

毎月1日現在で公表しております「茨城県の人口と世帯(推計)」の計算の方法を紹介しますと、1. 昭和55年国勢調査による人口を基礎とし、2. 各市町村より「茨城県常住人口調査規則」に基づき、(1). 日本人については、住民基本台帳により、(2). 外国人については、外国人登録台帳から、それぞれ毎月、出生・死亡・転入・転出者を翌月の15日までに報告してもらい、それらを1. の人口に加減して推計し、毎月1日現在の外国人を含む総人口を翌月10日頃に公表しています。また年齢別人口も各市町村別に四半期ごとに公表しています。

広辞苑での推計の意味を調べると「計算によって推定すること」と書いてありますが、「茨城県の人口と世帯(推計)」については、国勢調査という全数調査が5年に一度ありますので、これを基礎として計算しているため推計という言葉をつかっております。また他の方法では「住民基本台帳に基づく人口と世帯」を地方課において公表しております。「茨城県の人口と世帯(推計)」と「住民基本台帳に基づく人口と世帯」との定義の違いの例を示しますと、「ある大学生が住民基本台帳を異動しないまま東京に住んでいる」、人がおりますと、国勢調査においては「住民基本台帳などの

届出に関係なく、10月1日現在ふだん住んでいる人を、その人がふだん住んでいる場所で調査対象とする」とありますので、茨城県においては対象とされず、東京都において対象となります。逆に住民基本台帳の人数は異動なしとすることで茨城県で対象となります。

なお、58年4月に総理府統計局から発表されました57年10月1日現在の推計人口による「茨城県」について若干述べてみますと、総人口においては、都道府県別では広島県に次いで全国12位、人口増加率においては、千葉・奈良・埼玉に次いで第4位、自然増加率(出生数-死亡数)については、全国0.69%を0.04ポイント上回る0.73%で第10位。また、社会増加率(転入-転出)については、全国第4位となっております。

また、6月1日公表した「昭和57年の茨城県の人口」の結果をみますと、1年間の増加数は38,123人で前年度より1,568人の増加となり、内訳では自然増加が18,725人、社会増加が19,398人となっております。市町村別に主なものをみると、牛久町2,760人、水戸市2,690人、勝田市2,673人、守谷町2,393人の順で増加となっております。一方減少した主な町村は、大子町、水府村、金砂郷村、大洗町、里美村等となっております。

(統計課・人口労働グループ)